

平成 23 年度練馬区協働事業提案制度（平成 24 年度実施事業分）審査方法**1 一次審査**

- (1) 審査委員会の各委員は、提案団体より提出された協働事業企画提案書等の書類により、下記の審査基準に基づき審査を行う。
- (2) 審査項目ごとに平均点を計算し、すべての項目の平均点を合計した点数が原則満点の 60%以上（18 点以上）であった提案事業を対象に、審査委員会の合議で二次審査の対象事業を選定する。

2 二次審査

- (1) 審査委員会は、二次審査の対象となった事業の提案団体からのプレゼンテーションを実施し、下記の審査基準に基づき審査を行う。
- (2) 審査項目ごとに平均点を計算し、すべての項目の平均点を合計した点数が原則満点の 70%以上（21 点以上）であった提案事業を対象に、予算の範囲内で、合議により区との協働事業に適した事業を選定する。

審査基準

審査基準	審査の視点	配点
事業の目的・公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決する課題、目指す状態が明確であること。 ・ 区民ニーズを把握しており、事業に公共性があること。 ・ 重要度、優先度が高い課題に対する事業であること。 	5点
企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別的であること（特色・特徴があること）。 ・ 課題を解決するための手段として適切であること。 	5点
事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画が適切であり、事業内容が明確であること（実施工程、実施規模、対象人数、実施場所など） ・ 収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当であること。 	5点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に伴う人員体制が適切であること。 ・ 事業に必要な人材（専門性を有する者、経験者など）や機材が確保できること。 ・ 団体の特性や過去の実績が活かされることが期待できること。 ・ 発展性、将来性（自立化など）が期待できること。 	5点
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目標が明確かつ適切であり、具体的な成果・効果が期待できること。 ・ 事業経費に見合う成果・効果が期待できること。 	5点
協働の効果・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役割分担が明確かつ適切であること。（区に依存するような内容になっていないこと。区の持っている資源を活用できる内容になっていること。） ・ 協働で取り組むことにより効果的・効率的な事業の実施が期待できること（きめ細かいサービス提供、地域の実情に即した的確なサービス提供、区民の地域への参加意欲の高揚、地域活動の活性化など） 	5点

継続提案の場合は、今年度の協働で実施していることを踏まえ、次年度も協働で取り組む必要性や継続による更に高い効果が期待できるかなども含め、総合的に審査を行う。